

議事日程(第4号)

令和元年6月12日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第37号 町道認定路線の変更及び町道路線の認定について
- 日程第2 議案第38号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第39号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第40号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第5 議案第41号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第43号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第44号 令和元年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第45号 令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第37号 町道認定路線の変更及び町道路線の認定について
- 日程第2 議案第38号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第39号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第40号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第5 議案第41号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第43号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第44号 令和元年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第45号 令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 

出席議員(14名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 田中 義基君 | 2番 永友 良和君 |
| 3番 八代 輝幸君 | 5番 松岡 信博君 |

6番	後藤	正弘君	7番	黒木	博行君
8番	黒木	正建君	10番	古川	誠君
11番	中村	末子君	12番	春成	勇君
13番	日高	正則君	14番	杉尾	浩一君
15番	緒方	直樹君	16番	青木	善明君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君      事務局長補佐 岩佐 康司君  
議事調査係長 橋本 由香君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	児玉 洋一君
教育長	……………	川上 浩君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………			……………	河野 辰己君
財政経営課長	……………	徳永 恵子君	建設管理課長	……………	恵利 弘一君
農業政策課長	……………	横山 英二君	農業委員会事務局長	…	飯干 雄司君
地域政策課長	……………	渡部 忠士君			
会計管理者兼会計課長	……………			……………	鳥井 和昭君
町民生活課長	……………	山下 美穂君	健康保険課長	……………	宮越 信義君
福祉課長	……………	中里 祐二君	税務課長	……………	杉 英樹君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	野中 康弘君
社会教育課長	……………	稲井 義人君			

---

午前10時00分開議

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

---

日程第1. 議案第37号

日程第2. 議案第38号

日程第3. 議案第39号

日程第4. 議案第40号

日程第5. 議案第41号

日程第6. 議案第42号

日程第7. 議案第43号

日程第8. 議案第44号

日程第9. 議案第45号

○議長（青木 善明） 日程第1、議案第37号町道認定路線の変更及び町道路線の認定についてから日程第9、議案第45号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上9件を一括議題とし、1議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第37号町道認定路線の変更及び町道路線の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。茂広毛平付・式本松線について変更せざるを得ない事由は何なんでしょうか。

また、768号、正ヶ井手・水除下線については、都市下水路ができるまでは正ヶ井手地区とつながり、オレンジの線の延長であったものが開発により現在の水除の個人住宅ができたようですが、赤の部分の用地についてはいつごろの寄附採納がされたものか。また、寄附されたときには排水路を含め、町道としての形が整ったものであったのか。

もう一つは、もとの町道路線として行きどまりとなってしまった土地がありますが、これについての処置はどうするのかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。茂広毛平付・式本松線と式本松（1）線を1路線に変更することにつきましては、両路線が別々の年度に築造され、道路認定がなされていましたが、今回の道路改良により2つの路線として区分する理由がなくなりましたので、1路線として変更するものでございます。

また、正ヶ井手・水除下線の用地につきましては、昭和56年に国土調査が行われ、その際に道路として登記されており、当時、道路の形状ができていましたので、国土調査による成果と思われます。

また、正ヶ井手・水除下線の西側の道路につきましては、個人所有地となっておりますので、今後、所有者と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。760、議案第37号中の資料、済いません。傍聴者には資料がございませんけれど、767号、そして768号、これのオレンジの線の上部のほうは個人の所有地と先ほど答弁があったと思うんですが、ここは個人所有地ですか。違うと思うんですけれども。ここは延長として向こうにあったんです。そして、ここができるまでは、都市下水路ができるまでは、その向こうにまで家ができたまで町道であったと私は聞き及んでいるんですけれども、私はこの当時いないからわからないんですけれども、私が正ヶ井手に住んでいる関係で、そういうことを聞き及んでいる状況にありますので、恐らく個人所有地は一部で、あそこの正ヶ井手に向かって右側のお宅の道路の一部じゃな

いかなというふうに思うんですけれども、それについては地籍調査の関係ではっきりしているのかどうか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

それから、確かに地籍調査において、これは767号は寄附採納という形ではなくて、そうやって地籍調査によって国調によってされたものと。普通なら道路認定、町道と認定する場合には、ほとんどがやはり私道、開発によって行われた私道、共有地のいずれもはっきりとした町道と同じような認定ができるような道路形成、そして排水路についてもはっきりとした排水路が整備されていることが前提条件というふうに、一応、町道と県道についても同じです。

だから、町道から県道にする場合にも、町道からちゃんと県道に認定していただけるような形状にしていくというのがルールです。もうこれ暗黙のルールか決められているルールか知りませんが、ルールがあると思うんです。だからこそ、農協横の道路なんかは、当時、県道であったものを畑田土地区画整理事業において、あそこまで開発すると、区画整理事業の中に入れるという、それが国土交通省によって認定されなかったために、あそこは残念ながら県道から町道に移行するときは、かなり私も交渉した経過がございますので、あのときはだから70メートル、要するにあの道路については交渉によって約2億円の予算を持って、別の予算を持って、あそこは整備していただいたという経緯があるわけです。

だから、そういうふうにしておっしゃるのは、やはり県道から町道に移行する場合においてもしっかりとやはり規定に合うように、上から下に流すときでもしっかりとそこは守っていただいているというふうに私は記憶しているんです、今までも。

だから、私道であつてもちゃんと整備されていないところについては認定しませんよというのが今までのルールだったじゃないかなというふうにちょっと思うんです。

だけど、あその水除のこの上畑田・正ヶ井手線、見ていただいたらわかると思うんですけれども、レベルも低いし、排水路も非常に不整備なんです。だから、そこを考えたときに、これを全て整備していくということになってくると、町道となってきた場合には、この排水路の問題、要するに水がはけない。水が出ない。レベルが低い。要するに高低差がはっきりしてないという状況の中で、そこをやりかえていくという状況もいずれ出てくるんじゃないかなというふうに思うんです。

今度はだから上をきちんと路面整備をしたにしても、今度は排水路の問題が次は出てくると思うんです。

だから、そこを考えたときに、全体的な総合的な関係でやっぱり町道を認定していかない限り、予算が幾らあっても足りないという状況というのが、私必ず何年か後には生れてくる。町道なんだから整備してほしいと、これ言われるのは当然の話です。

だから、やはりそこ辺のところをきちんと調べて、そして確かに国調のときにそういった調べがあったかもしれん、申し出があったかもしれないけれども、なぜ国調のときにやっつてしまえばいいかという業者の狙いどおりに、もしここが町道認定されたとしたら、私

はほかの幾つも町内に点在している、例えば太平寺の問題についても、3地区の問題にしても、これはまだまだ頭の痛い問題ではあるんですけども、やっぱりそういうところをしっかりと整備していく必要があるんじゃないかなというふうに私は思っているんです。

基本的には、住民の皆さんが住んでおられるところは、基本的に私は町道認定をしていくべきだと思っているんですけども、やっぱりルールはルールとして、今までずっとそういうことを言ってきた問題を横に置いて、ここだけということになると、ちょっとそれは違うかなというふうにちょっと思ったから質疑をしているわけです。

だから、やはりこれは町内のあらゆるところの道路を考えたときに、やはりいまだにまだ町道として認定されていないところを使わなければならない。いろんな水道関係でも町がしっかりとフォローしている部分はあるんです。だけど、その中で、やはりなかなか町道として認定していただけないという状況がある中で、やはりそういうところがあるところを頭の中に置いて、今回は多分していただけるもんだと。だから、していただくことについては私も大賛成なんです、町道としていただくことについては何の不満もないし、ありがたいと思っているんです。

だけど、どういういきさつでそうなったのかということを知れば、恐らくこれまでに残されているいろんな地域の問題がここで解決できるんじゃないかなということが私の思いなんです。

だから、できればそのところをきちんと答えていただかないと、これから先、やはり排水路の問題、いろんな問題がしっかりと解決していかないと、ほかのところの道路についても、やっぱりそこに住んでいらっしゃる住民の皆さんには説明のしようがありませんので、説明ができるだけの私に答弁をしていただければありがたいなというふうに思っています。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。議案にのっています地図を見ますと、赤とオレンジの線が引いてありますけれども、これが新しく町道認定する路線でございます。

まず、この赤の路線もオレンジの路線も、現在、里道となっております。御存じのとおり、里道というのは国のほうから譲与を受けておりますので、高鍋町の管理となります。

したがって、町道認定をしなくても高鍋町が管理しなければならない道路となっております。

また、赤い路線、一番最初に言われましたオレンジの起点側と赤い線で引いてある終点側につきましては、ここは里道で、個人名義はありません。赤い路線の矢印のいわゆる地図でいくと左のほう、先のほうが個人名義となっておりますので、将来的にはそちらのほうもそういう個人名義を解決して、道路としては形状がございますので、町道認定していく考えがございます。

また、後半の分で言われました町道認定につきましては、議員の申されたとおり、開発行為で道路をつくる場合は事前に高鍋町のほうの建設管理課のほうに協議をいただいて、

将来は、でき上がったときには高鍋町に譲与すると。高鍋町の名義にしたいので、どうい  
う道路で築造すればいいかというのを協議をいただいた上で、現在はうちのほうの意向で  
道路を築造していただいて、その後うちが受け取るような形となっております。

この赤い路線に、向かいの路線につきましては、先ほど述べましたように、住宅会社の  
多分開発だと思うんですけれども、そのときにつくった道路でありまして、現在は里道で  
国有地ということで高鍋町、また、道路につきましては、御存じとは思いますが、道路法  
で言う道路と建築基準法で言う道路は違いますので、町道認定することによって、建築基  
準法の道路ということになります。里道も認められる場合もございますけれども、そうい  
う総合的に考えたときに町道にすべきというふうに判断しまして、今回、上程させていた  
だいております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今回は、この2線についての提案ですので、これはあくまでも  
要望というところに、ひょっとしたら総括質疑にはそぐわないかもしれませんが、申  
し上げますと、高鍋町には先ほど答弁があったように、開発行為によってできた道路とい  
うのがそのまま放置されている状況も何箇所かあるんです。だから、そのところに住ん  
でいらっしゃる住民の方々は、高鍋町に対して再三申し入れもあり、ちゃんとお願いた  
いということもしてるんですけど、結局、法の壁があって、名義がやはりそれが変わっ  
てない。そして、皆さんのものになってない。開発行為をした会社のものであるというこ  
ろがありますけれども、しかし、私はそこに住んでいらっしゃる住民の皆さんは、いずれ  
は町道になるじゃろうということを予測して、いわゆるだまされて買ったということにな  
るのかもしれませんが、でも、私、それだけじゃない。やはり高鍋町の住民として  
長く住んでいただいている状況もありますので、そういう開発行為によって道路がやはり、  
要するに道路が自分たちのものでない、町のものでないという宙ぶらりんの形の道路とい  
うのを、私放置するべきじゃないと思うんです。

だから、開発行為を行うときには、先ほど答弁があったように、必ず役場と当然お話し  
合いをされていくわけですから、開発行為を行う前に、そこをきちんと文書なりなんなり  
でしっかりと確認をして、そこがいわゆる町道認定をいずれはするんだけど、里道なりな  
んなり、しっかりとやはり開発行為の中で確認をしていく必要があるんじゃないかなとい  
うふうに思っているんです。今はそういう行為は絶対ないと思います。絶対ないと思いま  
すが、やはり何十年も住んでいらっしゃる方から、やっぱりいろんなことを相談されたと  
きに、私も弁護士とも相談をしたりしました。いろんなことをしていく中で、どうし  
ょうもない部分というのをやっぱり作り出さないように、しっかりとこれからはもちろん完  
了していただくことは間違いないと思うんですが、以前にした行為であっても、そこに住  
んでいらっしゃる住民の方には何らかのやっぱり高鍋町民としての何かなければいけない  
んじゃないかなというふうに思いますので、法的にもしできないのであれば、自治体がき

ちんと法的に対応していくという状況もこれからは出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、そういうところでもできれば放置しないで、引き続き努力していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 要望、意見ですか。

○11番（中村 末子君） いかがでしょうかと聞いただけだから、答弁があれば。手が挙げられたから、答弁があれば。

○議長（青木 善明） あります、建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。今、議員が言われたように、現在は開発行為については事前協議で、うちのほうでチェックをし、県のほうに進達するようにしております。業者のほうから、将来、高鍋町に寄附をしたいということであれば、その内容についてチェックをして、うちの要望を聞いていただくようにしております。

また、以前のいろんな高鍋町内いろいろあると思いますけれども、開発行為でない開発、都市計画区域内であれば、ちょっと忘れましたが、平米数が3,000平米だと思うんですけど、3,000平米を超えない場合は開発行為の対象にならないので、届け出がないわけです。それで、俗に言うミニ開発につきましては、その道路について舗装もせず、排水溝は多分つけられると思うんですけど、舗装もせず、いわゆる持ち分登記ということで登記されていますので、その分を高鍋町に後からという話になると、なかなか難しい、当然、舗装しなければ、高鍋町が受け取ればすぐ舗装してくださいというふうな話に当然なってきますので、そういうことがないように気はつけてるんですけど、ミニ開発についてはなかなかうちのほうも把握できない部分が、以前の部分についてはございます。

そういうことが、実際住んでいる方が困っているということにつきましては、うちも十分要望もたくさんいただいているので、把握してるんですけども、法的にできないことはできない。何かできないかというふうに考えておきまして、なるべく住民の方の期待に応えてあげられるようには努力しているつもりですが、できない部分もあるということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第38号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第39号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第40号高鍋町介護保険条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。本来なら3年間は見直しをしないはずなんですけど、読みかえると書いてありますが、どういうことなのか説明をお願いします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。介護保険料についてでございますが、議員の御指摘のとおり、基準額に変更はございません。今回、国の消費税引き上げが10月に予定されておりますけれども、それにとりまいます社会保障の充実の1つとして、第1段階から第3段階の方、低所得者の方の令和元年度及び令和2年度の介護保険料の軽減が強化されるため、このように規定をしているものでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第41号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。2点ちょっと行います。これを読み解く限り、指定管理者に使用料徴収権限を移譲するという方向性に見えるんですけども、本来なら、指定管理者に指定する場合、町長は常に民間でできることは民間になどと言われますが、民間にお願いする一番大きな理由は運営をみずから自力で、運営を自力で行うことが目的であり、高鍋町からの委託に等しい指定管理者であるなら、使用料徴収に関してはもっと厳密であるべきだと思いますが、今回の改正で指定管理者に対してはどのような期待感を持って臨まれるのか、お伺いしたいと思います。

それともう一つは、確認をさせていただきたいと思います。細かくは常任委員会で聞きますけれども、冷暖房利用の場合に使用料に加算されると考えますが、使用料免除となると冷暖房費についても免除と理解してよろしいのか、確認だけさせてください。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。お答えいたします。

指定管理者に対する期待感についてでございますが、指定管理者には民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで施設の設置の目的を効果的に達成していただくことを期待して指定管理者制度を導入するものでございます。

次に、使用料免除の場合の冷暖房費についてでございますが、こちら使用料免除の場合には冷暖房費についても免除ということになります。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第42号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。貸し付けの原資はどれを充てていくのか、また、保証人については年齢制限及び収入のあるなしにかかわらずなれるのかどうか、年金受給者については保証人になり得るのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。災害援護資金の貸し付けの原資についてでございますが、こちらの負担につきましては国が3分の2、県が3分の1負担するということになっております。

それから、連帯保証人についてでございますが、年齢制限につきましては、未成年者でないことが上げられます。収入要件につきましては、借入額に対して、連帯して債務を負担する能力、収入があれば保証人になれるものとされております。

借り入れ金額が少額の場合には、基礎年金のみの年金受給者であっても可能というふうに考えられます。

そして、今回の改正では、保証人が立てられなくても借り入れができることとしております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ちょっと今、答弁があったことで1点だけ確認します。

未成年者でないことということであれば、年齢は幾つでもいいということではよろしいんでしょうか。なぜなら、以前、これをちょっと申し上げるのはいけないかもしれないけれど、例えば、町営住宅入居者に関して、調べてみたら保証人が亡くなっていたとか、そういうこともあり得るわけです。これに関して、やはり保証人を立てる場合、これに年齢がお高い方であると、ちょっとやっぱそこ辺の未成年者でなければ、96歳でいいのかと、100歳でいいのかということになってくると、非常にやはりほかのところでは厳密にしながら、保証人は立てなくてもいいということに、やはり私はなるんじゃないかなというふうに思うんです、正直な話で。確かに、これ保証人なしでも借りれますけれども、保証人があった場合にはこうですよと、保証人がなかった場合には利息はこれだけですよと、保証人がない場合はこれだけですけど、保証人があった場合にはいいですよというような感じにもしなるのであれば、そういう年齢の高い人でもひょっとしたら保証人をつけられる可能性もあるんじゃないかなというふうにちょっと思ったものですから、また細かくは常任委員会で聞きますけれども、どうなってるんでしょうか。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 規定上は、年齢制限については未成年者ではない。未成年者より上の方ということになっておりまして、その上限、100歳であってもいいのかとい

うことであれば、当然100歳の方でも、先ほど申しましたように、連帯をして、債務を負担する能力、収入等があればあると判断できるようなことがありましたら、そういった方でも十分保証人になっていただけるものというふうに思います。

貸し付け利率につきましても、その保証人が立てていただく場合は、今回3%から1.5%に引き下げるんですけど、1.5%。濟いません。保証人があれば無利子でございます。保証人が、災害等の場合は、どうしてもやっぱりもし大規模になつたりすると、どうしても保証人になり得るべき方々も同様に被災をしている場合も当然考えられるわけでございますので、保証人がなくても災害援護資金については借入れができますよというふうな、非常に緩和されている今回の改正の内容というふうになっているところです。

ですから、年齢制限につきましては、一応上限のほうはないということになります。

また、そのほか例えば成年被後見人、そういった方々も保証人になることはできないというふうにはされております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第43号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。3点ちょっと質疑をします。各課より消費税率変更を視野に増額となっておりますけれども、万が一増税とならなかった場合はどうするのかお伺いします。

そして、町体育館使用を1時間単位とした理由は何なのか。

また、使用料について国へ支払うのか、消費税分を支払うのか。

それと、上下水道のうち、水道料金に関しては、確かに消費税に関しては入りと出しで関係あると思うんですけれども、水に関して増額することについては、住民への周知及び声を聞く必要があると考えますが、どうでしょうか。

3点目は、支払いの方法、今までと同じになるのかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。では、財政経営課関係部分についてお答えをさせていただきます。

仮に消費税率及び地方消費税率が据え置かれた場合の対応についてでございますが、本条例を廃止する条例を議会に提案させていただきます。

また、その際の使用料等の料金については現行の額というふうになります。

次に、町に納付いただいている使用料等の料金のうち、一般会計に係る業務により収納しているものの消費税及び地方消費税相当額につきましては、消費税法におきまして課税の基礎となる消費税額と控除することができる消費税額を同額とみなすという規定があることから、申告納税の必要はございません。

また、使用料等の料金の納付の方法につきましては、従来と変更はございません。

以上です。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。体育館の利用区分についてですけれども、通常半日単位で利用される方も多いんですが、これまでの利用者の方から1時間単位での利用を希望された方も多くいらっしゃいました。そのニーズに応じまして、効率的に貸し出すことで、利用される方の利便性、負担等も配慮できると考えました。今回に改正にあわせて見直しを行うということです。

○議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。水道料金についてでございますが、過去の消費税率アップのときにも、特段意見聴取等は行っておりませんが、今回の消費税率アップに伴います新料金の早見表を全戸配布を行いまして周知を図りたいと考えております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第44号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。ちょっと何点かありますので、ゆっくり読み上げます。

民生費の国庫支出金補助金がありますけれども、この目的及び成果についてはどんな通達が行われているのか。また、これについては販売の雑入がありますが、プレミアム率は何%かお伺いしたいと思います。

同じく、土木費について、社会資本整備事業交付金がありますが、台風災害については、国へ提出している関係予算としてはこれで全部なのかどうかお伺いします。

査定要件及び被害状況を見ていただいた結果であるのかどうかお伺いします。

それ以外にも農業土木などについても被害があったと思いますが、予算はつけられたのかお伺いします。

海岸の漂着物に関しては近年見られますけれども、県補助は新たな漂着物に関してなのかお伺いします。

歳出について、移住に関しては新たな要綱をつくるのかどうかお伺いします。

農林水産業費のハウスの強靱化が図られるようですが、これについては2番議員の質問もありましたけれども、どのくらいの風力耐用なのかどうかをお伺いしたいと思います。

避難所の備蓄品が購入されるようですが、期限が来て購入するのか、新たな備蓄品を購入するのか、またこれで72時間、全世帯が避難しても大丈夫な量なのかどうかお伺いします。

また、備蓄品とは直接関係ありませんけれど、今回、避難準備情報及び避難勧告につい

での基準がより一層厳しくなったようですが、この前のように夜中に全域で土砂災害で避難勧告と言われても雨や風で聞こえないし、風の強いときに避難することもままならないと考えますが、その際の基準及び避難の仕方について、住民への周知徹底はどのように図られるのかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。民生費国庫補助金のプレミアム商品券事業についてでございますが、本事業につきましては、ことしの10月に予定されております消費税率、地方消費税率の引き上げに際しまして、所得の少ない方やゼロ歳から3歳半までの乳幼児がいる子育て世帯に対しまして、税率引き上げ直後に生じる負担増などによる消費への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として実施する旨の通知が来ております。

事業実施に必要な経費につきましては、国が全額補助することとされております。

次に、プレミアム率についてでございますが、20%でございます。

なお、雑入に計上しておりますプレミアム付商品券売り払い収入につきましては、対象者が商品券購入の際に支払う代金ということでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。建設管理課で関係します台風災害につきましては、国の補助を受けて実施する災害復旧工事の災害査定は全て完了しております。

現在、発注しています工事の実績により若干の変動はございますが、災害関連予算については全て予算化しております。

次に、漂着物関係ですが、今回の漂着物につきましては、昨年漂着し、今年度処分するものでございます。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。農業政策課関係部分についてお答えいたします。

まず、昨年の台風災害復旧に関する農業土木関係の予算につきましては、国に申請しているものはございません。

本町においては、町単独事業及び多面的機能支払交付金により対応を行い、全ての復旧を完了しております。

次に、ハウスの強靱化についてでございますが、一般的なパイプハウスはおおむね30メートル以上の風速で大きな被害が発生すると言われております。今回の強靱化事業におきましては、この風速30メートルを1つの目安と考えておりますが、生産者の皆様御本人の事業費負担が必要となりますので、それぞれが負担可能な範囲内のハウスの強靱化となります。

したがって、全てのハウスが30メートル以上の風速に耐えられるようになるもの

ではございませんけども、ハウスの耐候性は確実に向上しますので、現状よりも被災しにくくなるものと考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。御質問のございました移住に関する新たな要綱をつくるのかというお尋ねでございます。

こちらにつきまして、高鍋町移住支援補助金についてでございますけれども、現在のほうにおいて、この関連予算の支出が審議中ということでございまして、今、その審議中ということでございます。県の実施要綱も、それ以降制定されるということでございますので、それが確定しましたら、その確定次第、町の補助金交付要綱を新たに作成して対応するというようになっております。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。備蓄品の購入についてでございますが、今回、予算計上している物品につきましては、備蓄品ではなく、災害時の避難活動を支援するため、消防団機庫等に配備を予定しておりますレスキューキット、折り畳み式リアカー等の購入でございます。

2点目につきましては、補正予算とは直接かわりはないので、答弁のほうは差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

先ほど、プレミアム商品券については、子育て世代に関して消費の下支えという、多分答弁があったと思うんです。ということは、これは子育て世代しか、このプレミアム商品券は買えないということなのかどうか、そこだけちょっと確認させていただきます。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。今回のプレミアム商品券が購入できる購入対象者であります。先ほど申し上げましたとおり、子育て世代、これはゼロ歳から3歳半までの子どもさんがいらっしゃる御家庭ということになりますが、もう一つ低所得者の方々も対象となっております。こちらは今年度の住民税の非課税者ということになっております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第45号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。保険税を確定する上で住民負担への考え方についてはどのようになさっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。お答えいたします。

住民負担の考え方についてでございますが、本町の国民健康保険税必要額は団塊の世代が75歳を迎える令和7年をピークに横ばいで推移するものと推計をしております。そのため、今後も国保税の引き上げは必要であるというふうに見込んでおりますけれども、急激な国保税率の上昇は望ましくないことから、現有の基金を最大限に活用し、緩やかな上昇とすることで住民負担に配慮した運営をしてまいりたいというふうと考えているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。実は、この前ちょっといろんな市町村に対して、私は直接聞き及んだわけですが、高鍋町は6億円を超す基金があることで、先ほど言われた年数までは何とか緩やかに段階的に引き上げていくことができるかもしれないですけれども、市町村によっては基金が本当に少なく、枯渇しており、もう一般会計から出さざるを得ないと、要するに、そうでないと急激に引き上げてしまわないといけないということも出てくるところもあるようです、市町村によっては。

私は、そのようなことから考えたときに、やはりこちらが査定する以上に、やはり住民の皆さんはずっと今の段階で上げていったら4万円から5万円ぐらい多分引き上げになるんです。そういうことを今の段階からすると、その終わるまでには、基金が終わるまでにはそれぐらいの金額が引き上げられてしまうという状況があると思うんです。それを考えたときに、やはり基金があったにしても、一般会計から投入してでも安くするというお考えがなかったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。一般会計からの法定外の繰り入れということでございますが、現在のところ、幸い高鍋町においては基金等もございまして、基金を活用しながら急激な上昇を抑えていきたいというふうに考えております。

将来的に一般会計からの繰り入れを投入してさらなる引き下げ等ということとは考えていないところでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第37号から議案第43号及び議案第45号の8件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号から議案第43号及び議案第45号の8件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第44号の1件につきましては、議長を除く13名をもって構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号の1件につきましては、議長を除く13名をもって構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、正副委員長の互選を行うため、暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

先ほどの一般会計予算審査特別委員会の設置に伴いまして、正副委員長の互選が行われましたので、結果について報告いたします。

一般会計予算審査特別委員会委員長に緒方直樹議員、同じく副委員長に中村末子議員がそれぞれ互選されました。

.....

○議長（青木 善明） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時46分散会

.....